

熊本大学大学院法曹養成研究科  
平成26年度第2期募集 法律科目試験問題

# 憲 法

平成25年10月27日(日) 12:00~12:45

## 解答上の注意

1. 試験開始の合図があるまで、この問題の中を見てはいけません。
2. 問題用紙は1枚、解答用紙は2枚、下書き用紙は1枚です。
3. 解答用紙には、熊本大学大学院法曹養成研究科の受験番号のみを記入し、氏名は記入しないで下さい。
4. 解答は横書きにして下さい。解答用紙の追加・交換はしません。
5. 解答にはボールペンまたは鉛筆を使用して下さい。
6. 問題の内容に関する質問には応じません。
7. 貸与した六法に書き込みをしてはいけません。
8. 試験終了後、問題用紙および下書き用紙は持ち帰って下さい。

【問題】以下の設例について、設問に答えなさい。(配点：60点)

Y1は2003年5月から2004年9月までP市の市長を務めた。その後2005年4月にQ県の県知事選挙に立候補したものの落選したため、再び2009年4月施行予定の知事選挙に立候補することを同年2月段階ですでに決定し、2009年3月1日に立候補の記者会見を行うことを決めていた。

Xは、株式会社Rの代表取締役であり、Y1に対する「あの権力主義者はヒドイ人」と題する記事を執筆し、2009年2月8日に校了し、Xが発行するP市の地元誌『すっばい!!』の2月23日配布予定の特別号に掲載するための準備をしていた。

『すっばい!!』は、社会派の記事からお店の紹介まで、幅広い地域の情報を提供するフリーペーパーで、P市を中心に毎月30万部が戸別配布されている。

記事はY1が取締役を務めている株式会社SとY1個人について記していた。まず、株式会社Sとその傘下の企業が地元の雇用を一手に引き受ける存在であること、もしも、その企業が他県に移転すれば、人口の減少はもちろん地元の産業が衰退するであろうことが記されていた。さらに組織の長として存在するY1の絶大な権力が詳細に記され、職場を通じた票の取りまとめが行われれば、それは民主主義に対する脅威となるとして記されていた。次にY1個人についてであるが、Y1が「嘘と、ハッタリと、カンニングが巧みな」少年であったこと、「言葉の魔術師であり、人心を惑わす誇大妄想狂であり」、「利権漁りが巧みで、特定の業者とゆ着して私腹を肥やし、汚職を蔓延せしめ」、「巧みに法網をくぐり逮捕をまぬがれ」ていること、「現在進行中の埋め立て人工島の再開発では入札における談合と巨額の賄賂が疑われている」こと、「さらには、常人とは異なる性的嗜好の持ち主である」ことが赤裸々に記され、知事として不適格であることが論じられていた。

記事の内容を知ったY1は、代理人を通じて2009年2月16日、名誉が侵害されることを予防するために同誌特別号の執行官保管、印刷、製本および販売または頒布の禁止などを命じる仮処分を地方裁判所に申請した。

同地裁はXからの審尋を行うことなく申請を相当と認め、即日仮処分の決定を行い、執行官も同日に仮処分決定を執行した。

そこで、Xは、Y1がなした仮処分申請、裁判官の仮処分決定、さらに執行官の執行によって損害を受けたとしてY1と国であるY2を相手に、Y1に対しては民法709条、Y2に対しては国家賠償法1条に基づき、損害額として9000万円の支払いを求める訴えを提起した。1審も2審もXの主張を退けたのでXは最高裁で争うことを決意した。

設問1 あなたがXの訴訟代理人として訴訟を提起するとした場合にどのような憲法上の主張を行うか、Xの訴えを根拠づける憲法上の主張を述べなさい。

設問2 設問1における憲法上の主張に関するあなた自身の見解を被告側からの反論を想定しつつ述べなさい。

以上